

福岡県ごみ処理の広域化及び  
ごみ処理施設の集約化計画

令和4年4月

福岡県



# 目次

第1章 総論 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画が目指すもの .....	3
4. 計画の期間 .....	4
第2章 広域化・集約化の現況.....	5
1. 旧計画におけるブロック区割り.....	5
2. 一部事務組合の設置状況.....	6
3. 可燃ごみ処理施設の設置状況 .....	8
4. ごみ焼却施設の設置状況 .....	11
5. ダイオキシン類排出量の推移 .....	12
6. 粗大ごみ処理施設等の設置状況 .....	13
7. 最終処分場（一般廃棄物）の設置状況.....	16
第3章 ごみ処理体制の整備に係る主な課題.....	18
1. 災害廃棄物処理体制の強化.....	18
2. ごみ総排出量減少の対応 .....	21
3. 老朽化するごみ処理施設の更新 .....	23
第4章 広域化・集約化の必要性・エリアの設定.....	24
1. 広域化・集約化の必要性等 .....	24
2. 広域化・集約化を検討するエリアの設定.....	27
3. 広域化・集約化に向けた基本的な考え方 .....	30
第5章 計画の推進、見直し等 .....	31
1. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及びその主体 .....	31
2. 計画推進に向けた関係者の役割.....	32
3. 広域化・集約化の方法 .....	33
4. 計画の見直し.....	37

資料.....	38
---------	----

1. 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知) ..... 38
2. 一般廃棄物処理施設(民間設置分)稼働状況(2021(令和3)年3月末時点) ..... 45

# 第1章 総論

## 1. 計画策定の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「厚生省通知」という。）に基づき、1999（平成11）年3月、県内の市町村が連携・協力して高度なごみ処理体制を構築していくための基本方針を示した「福岡県ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、市町村によるごみ処理の広域化が図られるよう取り組んできた。

旧計画を推進することで当時 38 ブロックであったごみ処理区域の広域化が進み、喫緊の課題であったダイオキシン類の削減に関し全ての施設で基準値を下回るなど、一定の成果を挙げた。

一方で、厚生省通知が発出されてから20年以上が経過し、本県のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

本県では、「平成29年7月九州北部豪雨」から5年連続で大規模な災害に見舞われ、その度に多量の災害廃棄物が発生している。通常のごみ処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災した場合でもごみ処理を継続することができるよう処理施設の強靱化を図るとともに、広域的な連携体制を確保するなど、ごみ処理システムの強化を図っていく必要がある。

また、旧計画策定当時において2,021千トン（1998（平成10）年度の総排出量）であった県内のごみ総排出量は、県や市町村によるごみ削減の各種取組の推進により、1,772千トン（2019（令和元）年度の総排出量）まで減少している。

今後も、3Rの推進や食品ロスの削減、プラスチックの資源循環の促進等によりごみの減量が進むと予想され、また、地域によっては人口の減少により更なるごみの減量が進むことで、老朽化した処理施設の維持管理に関する経費の増加やごみ処理の非効率化等が懸念される。

国からも「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）により、県が市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するよう要請されているところである。

このため、福岡県の広域化・集約化に関する基本方針を改めて示し、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と協力して、持続可能かつ適正な廃棄物処理体制を確保していくため、新たな「福岡県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

## 2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5では、県は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号。以下「廃棄物処理基本方針」という。）に即して、区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない旨規定されている。

廃棄物処理法第5条の5第2項第3号の規定では、廃棄物処理計画においては、「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」を定めるものとされ、そのための基準の一つとして、廃棄物処理法施行規則第1条の2の2第3号イの規定に基づき、「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」を定めることとされている。

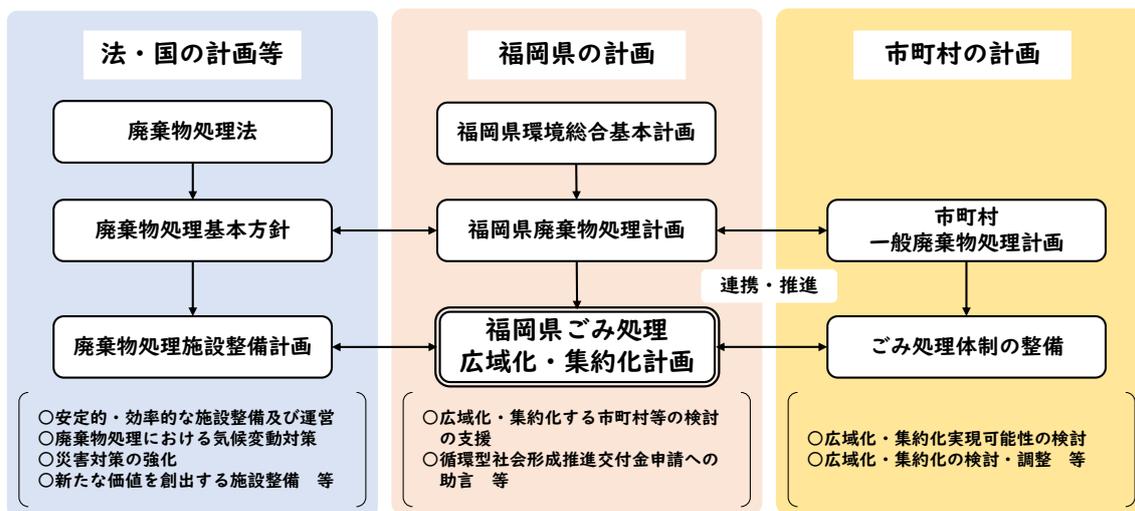
また、国は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）を策定している。

本計画は、廃棄物処理計画に定める「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」について、「廃棄物処理施設整備計画」により示された事項を参考とした上で、より具体的な広域化・集約化に関する基本的指針を定めるものである。

県及び市町村等は、本計画に基づき互いに連携協力して、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するものとし、廃棄物処理体制の構築に当たって、県は、一般廃棄物処理や一般廃棄物処理施設の整備の主体となる市町村等の意向を尊重する。

なお、本計画は、粗大ごみを含む可燃ごみの処理に係る広域化及びそれらの処理に関する焼却施設の集約化に関する基本的指針を定めることを主な内容とするものであるが、広域化・集約化に当たり、可燃ごみ以外のごみの処理やし尿の処理を含め検討・調整することを妨げるものではない。

図1-1 計画の位置付け



### 3. 計画が目指すもの

本計画の上位計画にあたる「福岡県環境総合基本計画」及び「福岡県廃棄物処理計画」では、廃棄物の発生抑制や適正処理を進める「循環型社会の推進」といった環境分野の施策の設定に加え、SDGs※の考え方を活用し様々な状況の変化に的確に対応することで、環境問題に留まらず、経済・社会の課題解決につなげることを目指している。

本計画においても、広域化・集約化の推進により、主に表1-1に示すSDGsのゴールに係る課題の解決を目指すこととする。

※ SDGs(Sustainable Development Goals) : 2015(平成27)年に開催された国連サミットにおいて採択された先進国を含む国際社会全体の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されている。

表1-1 本計画の推進により目指す主なSDGsのゴール

広域化・集約化により取り組む事項等	SDGsのゴール
○ごみ処理事業の効率化等による持続可能な適正処理(ごみ、生活排水)の確保	   
○気候変動対策の推進 ○廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減	  
○廃棄物の資源化、バイオマス利活用の推進	  
○災害対策の強化	   
○地域への新たな価値の創出 ( 地域のエネルギーセンターとしての活用 廃棄物エネルギーを利用した産業振興 災害時の防災拠点としての活用 循環資源の有効活用を中心施設としての強化 環境教育・環境学習の場の提供 )	       

(参考) 持続可能な開発目標(SDGs) 17ゴール(抜粋) 環境省ホームページより

<http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>

#### 4. 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とする。

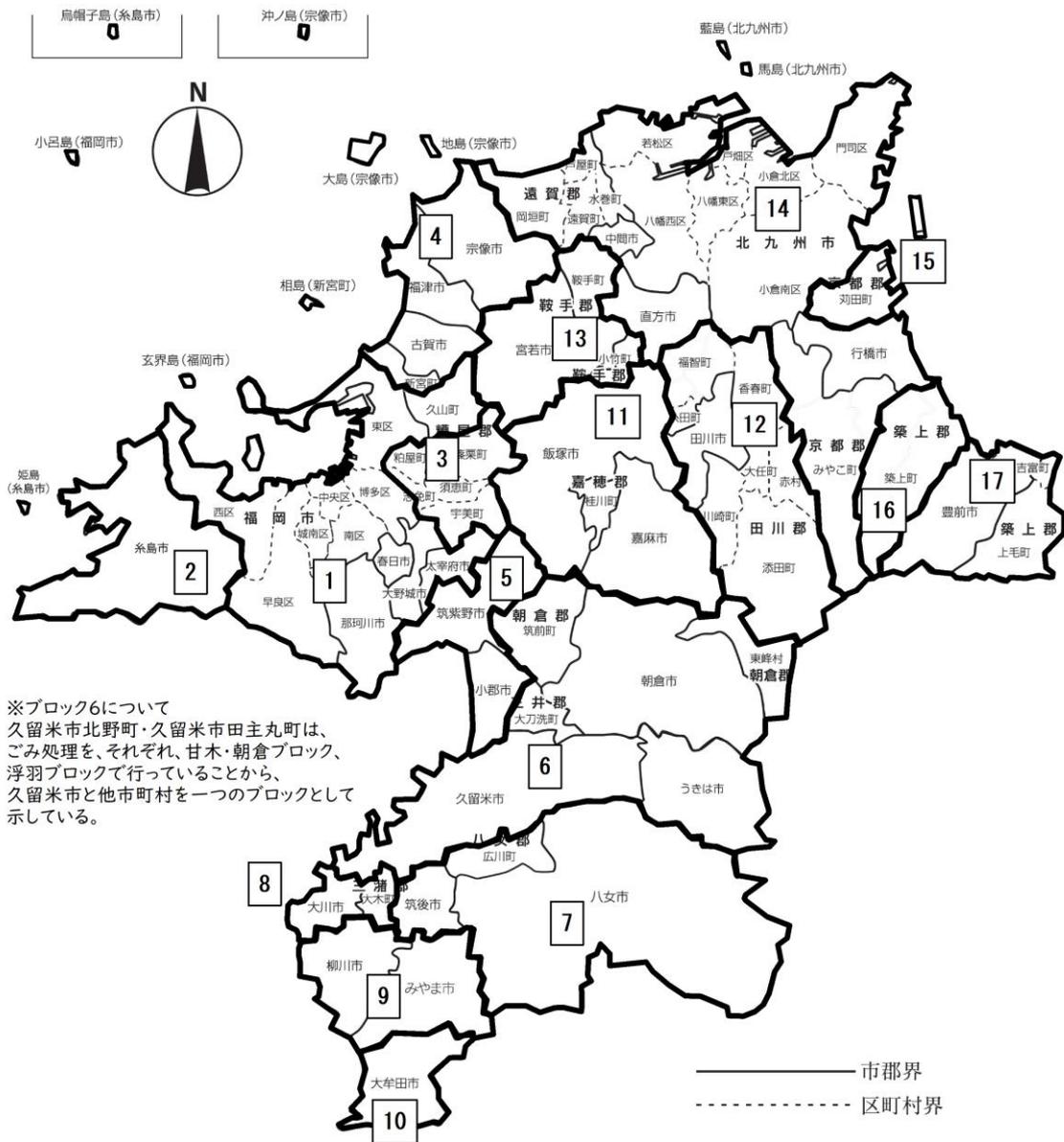
## 第2章 広域化・集約化の現況

### 1. 旧計画におけるブロック区割り

旧計画では、当時38ブロックあったごみ処理ブロックを21ブロックに集約。旧計画策定後は、それぞれのブロックの中で広域化・集約化に向けた協議が行われた。

その後の市町村合併や、直方市、遠賀・中間ブロック及び京都ブロックにおける中継施設の利用、新たな組合の設立等の影響により更なる広域化が進んだ結果、2021（令和3）年4月時点で、17のごみ処理ブロックが形成されている（図2-1）。

図2-1 現状のブロック区割り図（17ブロック）



## 2. 一部事務組合の設置状況

県内の市町村数は29市29町2村の60市町村(2021(令和3)年4月時点)であり、一般廃棄物処理に係る一部事務組合は表2-1に示すとおり26団体となっている。

なお、一部事務組合のうち2団体は他県の市町を含む構成となっている。(筑紫野・小郡・基山清掃施設組合は佐賀県基山町を、大牟田・荒尾清掃施設組合は熊本県荒尾市を構成団体に含む。)

2015(平成27)年4月には、柳川市とみやま市を構成団体とする有明広域葬斎施設組合が、その事務に新ごみ焼却施設の建設等に加え、有明生活環境施設組合へと名称変更した上で新たなごみ焼却施設の建設の準備を開始した。

また、2019(平成31)年4月には、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町(小竹町はごみ処理施設、最終処分場に係る事務を除く。)を構成団体とした、ふくおか県央環境広域施設組合が設立されている。

このほか、2021(令和3)年4月には、田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村を構成団体とした田川地区広域環境衛生施設組合が設立され、現在、し尿処理施設に係る事務を共同で処理している。

表2-1 一部事務組合一覧表(2021(令和3)年4月1日時点)

組 合 名	事 務 内 容	構 成 団 体	
		ご み	し 尿
春日大野城 衛生施設組合	ごみ・し尿処理	春日市・大野城市	春日市・大野城市
須恵町外二ヶ町 清掃施設組合	ごみ・し尿処理	須恵町・粕屋町・篠栗町	須恵町・粕屋町・篠栗町
宇美町・志免町 衛生施設組合	ごみ・し尿処理	宇美町・志免町	宇美町・志免町
玄界環境組合	ごみ処理	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	-
宗像地区事務組合	し尿処理	-	宗像市・福津市
大野城太宰府 環境施設組合	ごみ処理	大野城市・太宰府市	-
筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	ごみ処理	筑紫野市・小郡市・基山町(佐賀県)	-
福岡都市圏南部 環境事業組合	ごみ処理	福岡市・春日市・大野城市・ 太宰府市・那珂川市	-

組 合 名	事 務 内 容	構 成 団 体	
		ご み	し 尿
両筑衛生施設組合	し尿処理	-	久留米市・小都市・筑紫野市・ 太宰府市・筑前町・大刀洗町
甘木・朝倉・三井 環境施設組合	ごみ処理	久留米市・朝倉市・筑前町・ 大刀洗町・東峰村	-
うきは久留米 環境施設組合	ごみ・し尿処理	久留米市・うきは市	久留米市・うきは市
八女西部広域 事務組合	ごみ処理	八女市・筑後市・大川市・大木町・ 広川町	-
八女中部衛生 施設事務組合	し尿処理	-	八女市・広川町
大川柳川 衛生組合	し尿処理	-	大川市・柳川市
有明生活環境 施設組合	ごみ処理	柳川市・みやま市	-
大牟田・荒尾 清掃施設組合	ごみ処理	大牟田市・荒尾市(熊本県)	-
ふくおか県央 環境広域施設組合	ごみ・し尿処理	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市・嘉麻市・小竹町・桂川町
田川地区 清掃施設組合	ごみ処理	田川市・川崎町	-
下田川 清掃施設組合	ごみ処理	糸田町・福智町	-
田川郡東部 環境衛生施設組合	ごみ処理	香春町・添田町・大任町・赤村	-
田川地区広域 環境衛生施設組合	し尿処理	-	田川市・香春町・添田町・糸田町・ 川崎町・大任町・福智町・赤村
宮若市外二町 じん芥処理施設組合	ごみ処理	宮若市・小竹町・鞍手町	-
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	ごみ・し尿処理	中間市・水巻町・芦屋町・ 岡垣町・遠賀町	中間市・水巻町・芦屋町・ 岡垣町・遠賀町
行橋市・みやこ町 清掃施設組合	ごみ処理	行橋市・みやこ町	-
豊前市外二町 清掃施設組合	ごみ処理	豊前市・吉富町・上毛町	-
吉富町外1町 環境衛生事務組合	し尿処理	-	吉富町・上毛町

### 3. 可燃ごみ処理施設の設置状況

県内の可燃ごみ処理施設（RDF 製造施設及び中継施設を含む。）の設置状況を表2-2、図2-2に示す。

なお、ごみ処理施設は、市町村等が設置しているもののほか、民間事業者が県知事又は政令市長の許可を得て設置しているものがある。民間設置分については、資料編にて掲載する。

表2-2 可燃ごみ処理施設一覧（2021（令和3）年9月時点）

市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)	
福岡	福岡市	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉	
		臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉	
		玄界島焼却場	平成26年5月	ス・バ	1 × 1炉	
	(株)福岡クリーンエナジー	株式会社福岡クリーンエナジー 東部工場	平成17年7月	ス・全連	300 × 3炉	
	須恵町外ニヶ町清掃施設組合	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉	
	系島市	系島市	グリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
			古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
		玄界環境組合	宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
			筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	グリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉	
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉	
久留米	久留米市	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉	
		宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉	
	大川市	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉	
	うきは久留米環境施設組合	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉	
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉	
有明	柳川市	柳川市クリーンセンター	平成3年3月	ス・准連	50 × 2炉	
		みやま市	みやま市清掃センター	平成6年3月	ス・バ	25 × 2炉
	大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉	
	大牟田リサイクル発電(株)	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉	

※ (株)福岡クリーンエナジー、大牟田リサイクル発電(株)及び苅田エコプラント(株)は、市町が一部出資

市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
飯塚	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
		嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉
		ごみ燃料化センター	平成14年8月	RDF	54 × 1炉
		桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉
田川	田川地区清掃施設組合	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
北九州	北九州市	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
		新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
		皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
京築	苅田エコプラント(株)	苅田エコプラント	平成10年7月	RDF	42 × 1炉
	築上町	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
			計 37施設		
			うち ごみ焼却施設 27施設 RDF製造施設 7施設 中継施設 3施設		

※ 全連:全連続運転(24時間運転)

准連:准連続運転(16時間運転)

バ :バッチ運転(ごみを一定程度まとめて処理する運転方式)

固 :固定床炉(炉床が固定されているもの)

ス :ストーカ炉(炉床をストーカ(火格子)とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの)

流 :流動床炉(高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの)

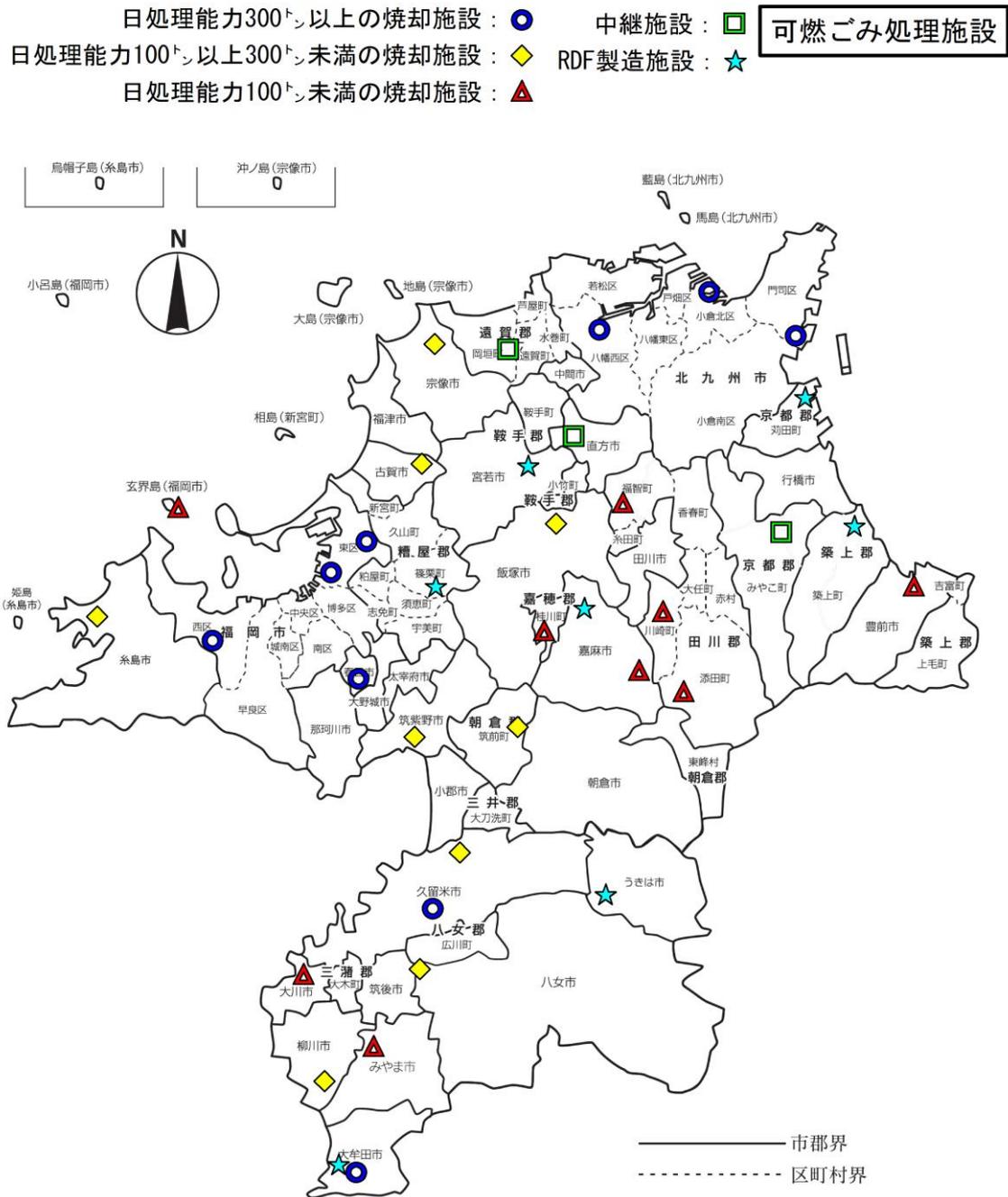
ガ溶:ガス化熔融炉(ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を熔融するもの)

+溶:焼却炉(ストーカ炉など)に灰熔融炉を併設しているもの

RDF:RDF(ごみ固形化燃料)の製造施設(燃料化施設)

中継:破碎、圧縮等(中継施設)

図2-2 可燃ごみ処理施設の設置状況(2021(令和3)年9月時点)



#### 4. ごみ焼却施設の設置状況

県内の可燃ごみ処理施設のうち、燃料化施設（RDF 製造施設）及び中継施設を除いたごみ焼却施設の数を図2-3に示す。

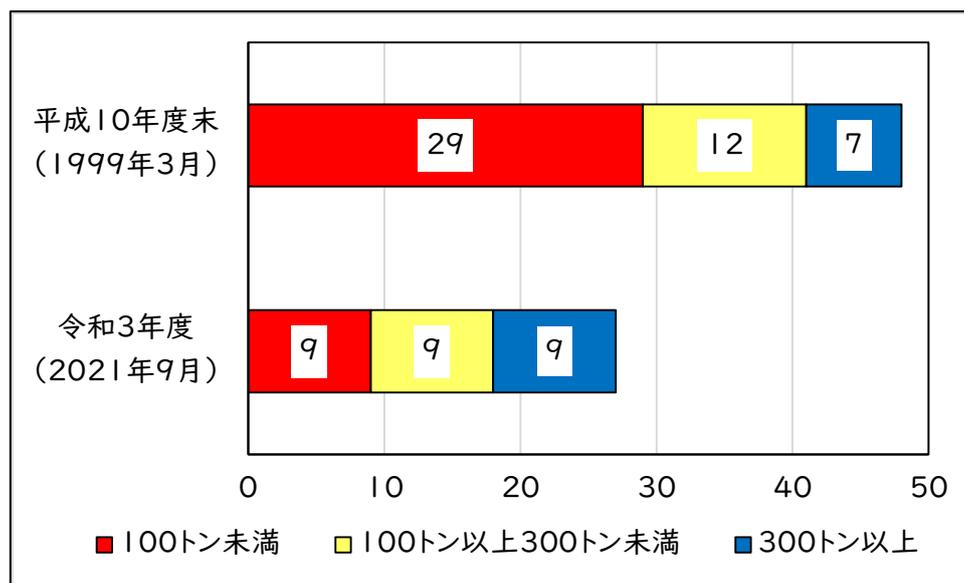
旧計画に基づいて広域化・集約化を推進した結果、県内のごみ焼却施設は、旧計画策定時の48施設（1998（平成10）年度末）から、27施設（2021（令和3）年9月時点）と、約4割減少した。

また、1日の処理能力が100トン未満の施設数は、29施設（1998（平成10）年度末）から9施設（2021（令和3）年9月時点）となっている。

なお、焼却施設の日処理能力の平均値（処理施設の処理能力を合計した数値を施設数で割った値）について、約152トン（1998（平成10）年度末）から、約295トン（2021（令和3）年9月時点）となっている。

これは、環境省が実施した一般廃棄物処理実態調査（令和元年度実績）における焼却施設の日処理能力の全国の平均値（約165トン）を上回っており、施設の大規模化が着実に進んでいる状況にある。

図2-3 ごみ焼却処理施設数の推移（日処理能力別）



※ RDF 製造施設及び中継施設を除いた数

※ 1998（平成10）年度末時点において、RDF 製造施設は1施設、中継施設はなし

※ 2021（令和3）年9月時点において、RDF 製造施設は7施設、中継施設は3施設

## 5. ダイオキシン類排出量の推移

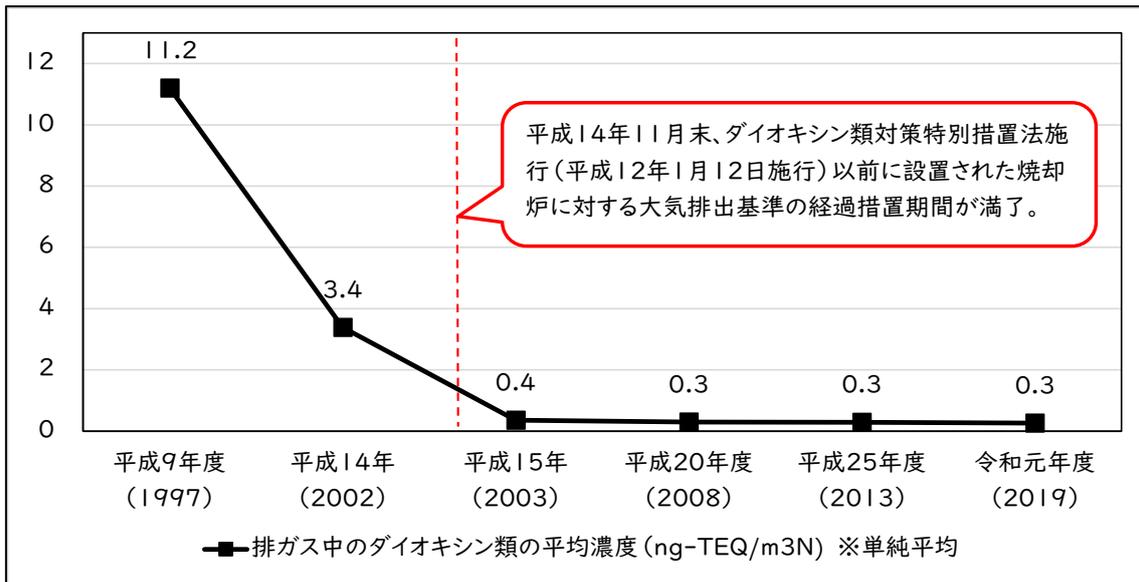
平成9年に発出された厚生省通知に基づき策定した旧計画では、特にダイオキシン類について、その多くがごみ焼却施設から排出されていることが指摘されていたため、ダイオキシン類排出量の削減を主な課題としていたところである。

旧計画策定の後、市町村等においてごみ焼却施設の改善対策が着実に進められるとともに、施設の更新等による焼却施設の集約化や大規模化が進んだ結果、ダイオキシン類の排出量が大幅に削減された。

市町村等においてダイオキシン類濃度を測定した結果を環境省がまとめた「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」によると、県内のごみ焼却施設1施設当たりの排ガス中のダイオキシン類平均濃度は、単純平均（各施設の排ガス中のダイオキシン類濃度を合計した数値を施設数で割った値）で、旧計画策定以前の約11.2ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>（1997（平成9）年度）から、約0.3ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>（2019（令和元）年度）となっている。

県内のごみ焼却施設1施設当たりの排ガス中のダイオキシン類平均濃度の推移を図2-4に示す。

図2-4 県内のごみ焼却施設1施設当たりの排ガス中のダイオキシン類平均濃度の推移



※ 1997（平成9）年度の数値は、旧計画に記載されているもの

※ 2002（平成14）年以降の数値は、環境省「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」のうち、「市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果について」のデータを基に作成

なお、2002（平成14）年及び2003（平成15）年の数値は、各年の前年12月から当該年の11月末の期間における測定結果

## 6. 粗大ごみ処理施設等の設置状況

粗大ごみ処理施設とは、可燃性又は不燃性の大型のごみである粗大ごみを対象に破碎や圧縮等の処理を行う施設のことをいう。

県内の粗大ごみ処理施設等の設置状況を表2-3、図2-5に示す。

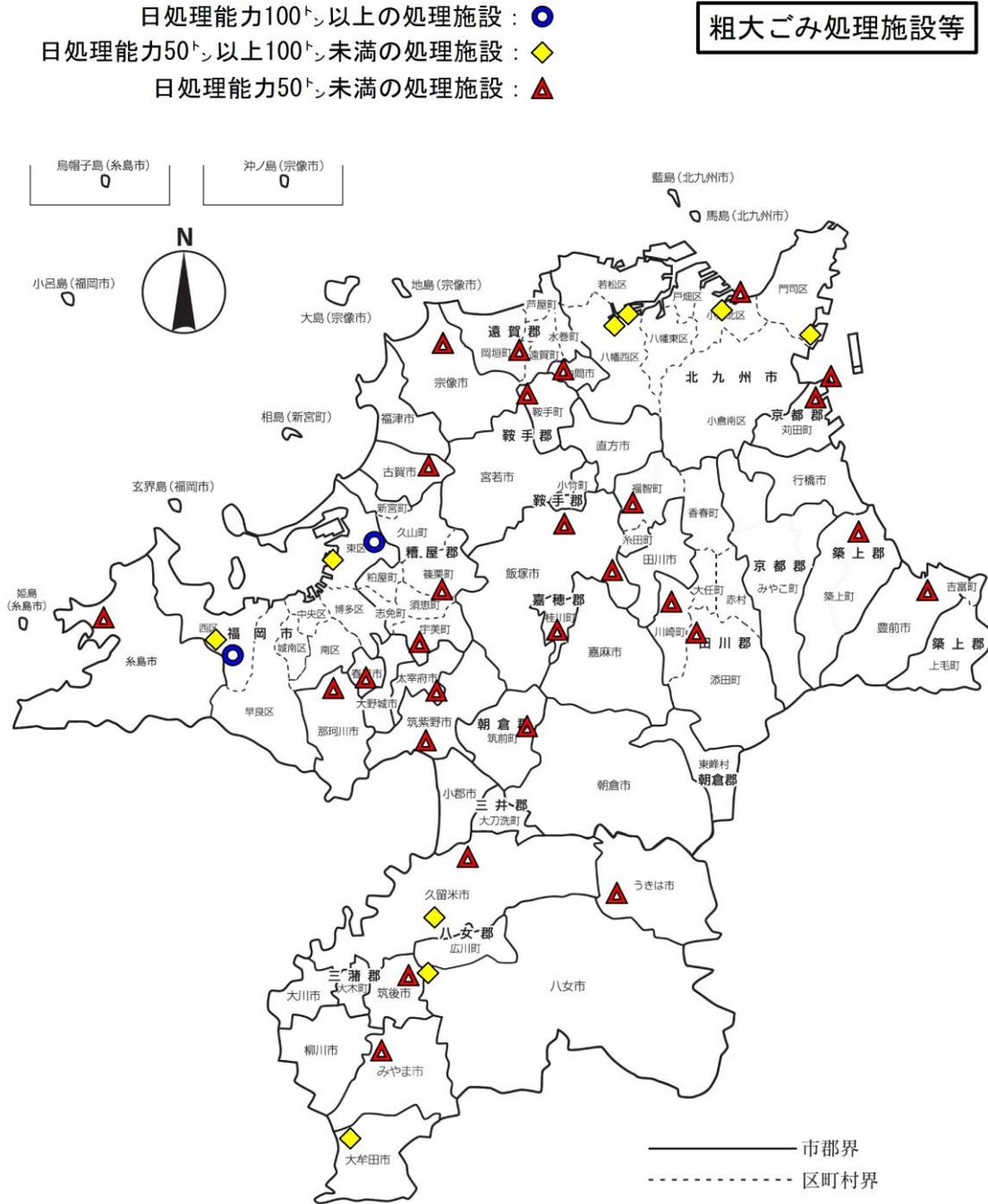
表2-3 粗大ごみ処理施設等一覧(2021(令和3)年9月時点)

市町 村 圏	設 置 者	施 設 名	竣 工 年 月	型 式	能 力 (トン/日)
福 岡	福岡市	西部工場粗大ごみ処理施設	平成4年3月	破碎	50
		東部資源化センター	昭和61年9月	併用	100
		西部資源化センター	平成6年7月	併用	200
		臨海工場粗大ごみ処理施設	平成13年3月	破碎	50
	太宰府市	環境美化センター	平成3年3月	併用	21
	那珂川市	エコピア・なかがわ	平成17年10月	選別	16
	糸島市	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35
	玄界環境組合	古賀清掃工場	平成15年3月	選別、破碎 圧縮梱包	48
		宗像清掃工場	平成15年6月	選別、破碎 圧縮梱包	40
	須恵町外ニヶ町清掃施設組合	クリーンパークわかすぎリサイクルプラザ	平成15年2月	併用	30
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美志免リサイクルセンター	平成21年7月	選別、破碎 圧縮梱包	12
	春日大野城衛生施設組合	春日大野城リサイクルプラザ	平成7年3月	選別、破碎 圧縮	45
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	クリーンヒル宝満リサイクルセンター	平成20年3月	破碎 選別	44
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	サン・ポートリサイクルプラザ	平成14年12月	選別、破碎 圧縮梱包	30
久 留 米	うきは久留米環境施設組合	耳納クリーンステーション	平成16年8月	選別 その他	18
		久留米市破碎施設	平成12年3月	破碎	64
		宮ノ陣クリーンセンター	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・ 筑後	八女西部広域事務組合	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	選別 その他	50
		八女西部リサイクルプラザ	平成12年4月	選別圧縮	22
有 明	大牟田市	大牟田市リサイクルプラザ	平成15年3月	併用	66
	みやま市	みやま市清掃センター	平成6年3月	併用	8

市町村圏	設置者	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市リサイクルプラザ	平成10年3月	併用	35
		桂苑	平成6年3月	併用	20
		リサイクルプラザ	平成11年3月	併用	12
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	併用	12
	田川地区清掃施設組合	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	破碎	30
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	泉水最終処分場	昭和62年1月	併用	40
北九州	北九州市	日明かんびん資源化センター	令和3年3月	選別 圧縮	32.6
		新門司工場	平成19年3月	破碎	50
		皇后崎工場	平成10年6月	破碎	50
		本城かんびん資源化センター	平成9年10月	選別 圧縮	63
	日本資源流通(株)	北九州市プラスチック資源化センター	平成19年2月	選別 圧縮	60
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間・遠賀リサイクルプラザ	平成13年3月	選別 圧縮梱包	27.6
遠賀・中間リレーセンター		平成19年3月	選別圧縮	24	
京築	苅田エコプラント(株)	苅田エコプラント	平成10年11月	併用	10
	苅田町	リサイクルセンター	平成20年6月	選別 圧縮	4.9
	築上町	リサイクル施設	平成16年7月	選別 破碎	7
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	平成19年7月	選別 破碎	20
			計 38施設		

- ※ 破碎:可燃性粗大ごみ等を焼却炉で容易に焼却することができるよう破碎する施設  
 圧縮:不燃性粗大ごみ等を破碎・圧縮する施設  
 併用:可燃性及び不燃性の粗大ごみ等を破碎(又は粉碎)する施設

図2-5 粗大ごみ処理施設等の設置状況(2021(令和3)年9月時点)



## 7. 最終処分場（一般廃棄物）の設置状況

2021（令和3）年3月末時点において、県内の一般廃棄物最終処分場は27施設あり、残余容量の合計は約5,375千㎡となっている。

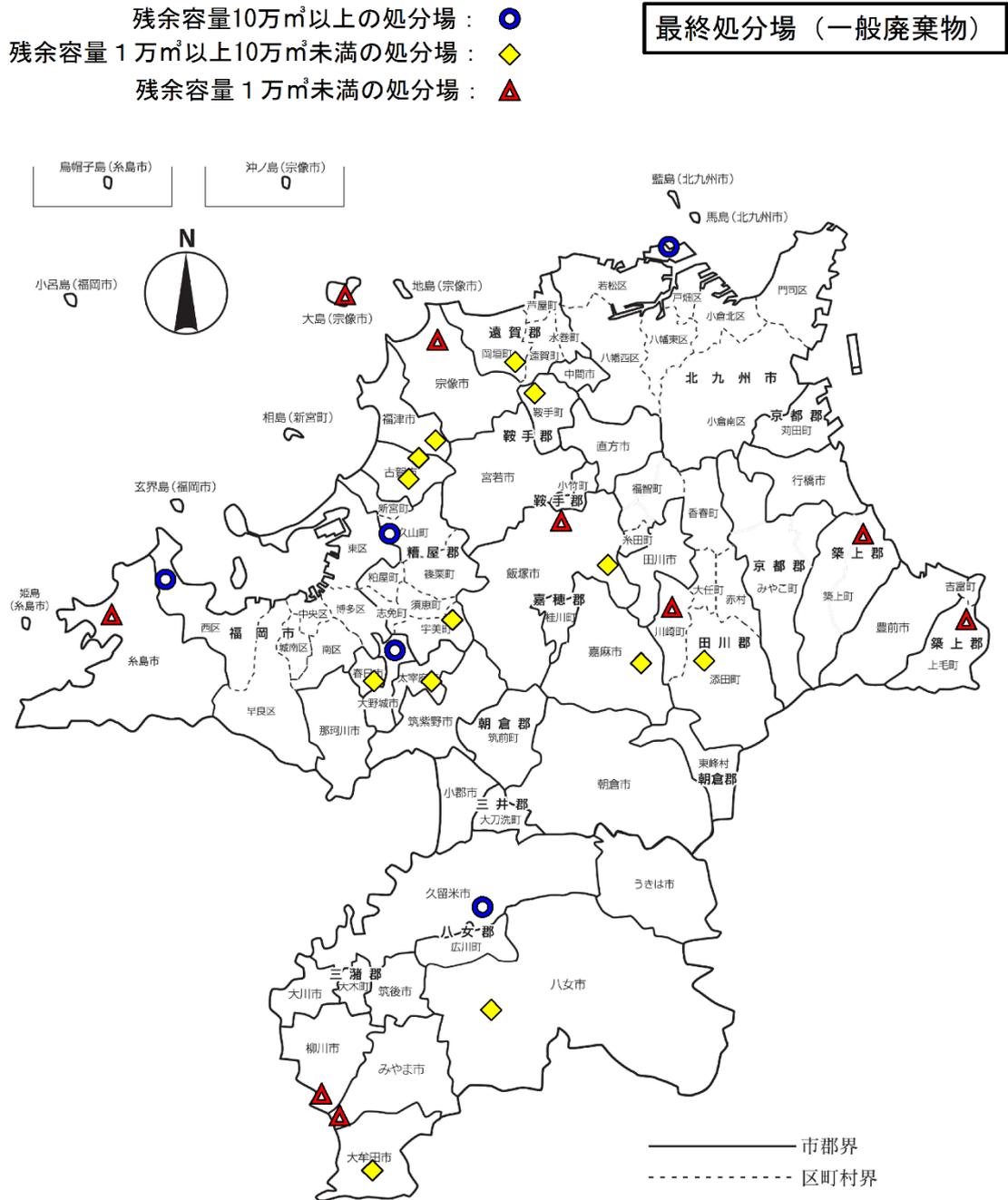
県内の一般廃棄物最終処分場の設置状況を表2-4、図2-6に示す。

表2-4 最終処分場設置状況（2021（令和3）年3月末時点）

市町村圏	設置者	最終処分場名	埋立開始年	埋立地面積(㎡)	全体容量(㎡)	令和2年度埋立実績(㎡)	残余容量(㎡)
福岡	福岡市	伏谷埋立場	昭和63年	225,000	5,027,000	62,356	2,078,415
		中田埋立場	平成8年	180,000	2,345,000	30,177	1,294,446
	宗像市	最終処分場(大島)	平成10年	1,400	3,560	3	2,918
	太宰府市	環境美化センター最終処分場	平成3年	7,000	42,550	303	13,981
	古賀市	不燃物埋立地	昭和62年	7,412	25,381	309	14,528
	福津市	不燃物処理場	昭和58年	8,657	33,983	301	10,021
	宇美町	最終処分場	平成5年	19,359	154,742	1,093	83,949
	春日大野城衛生施設組合	最終処分場	平成6年	7,900	38,900	791	21,652
	糸島市	糸島市クリーンセンター	平成11年	4,800	25,600	0	2,371
	玄界環境組合	古賀清掃工場	平成15年	1,770	11,505	0	11,393
		宗像清掃工場埋立処分地施設	平成15年	1,330	9,340	0	9,340
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡都市圏南部最終処分場	平成28年	25,000	516,000	9,750	462,446
久留米	久留米市	最終処分場	平成17年	12,300	204,000	2,181	124,219
八女・筑後	八女西部広域事務組合	立花最終処分場	平成23年	3,260	25,000	541	13,272
有明	大牟田市	第三大浦谷埋立地	平成7年	25,300	288,277	2,766	96,379
	みやま市	埋立処分地施設	平成9年	9,070	38,888	993	3,081
	柳川市	大和干拓最終処分場	平成27年	14,200	9,600	351	7,437
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市埋立処分場	平成10年	5,000	26,800	752	2,276
		嘉麻市嘉麻クリーンセンター最終処分場	平成13年	12,000	55,000	1,105	32,535
		最終処分場	平成11年	8,180	40,690	312	21,032
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	最終処分場	平成8年	11,100	66,752	784	12,400
	田川地区清掃施設組合	最終処分場	昭和62年	15,800	146,450	2,379	9,396
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	泉水最終処分場	平成8年	10,565	64,223	1,543	29,086
北九州	北九州市	(西地区)廃棄物処分場	平成10年	574,000	7,150,000	126,471	984,296
	遠賀・中間広域行政事務組合	最終処分場	平成元年	29,058	209,020	2,286	29,199
京築	築上町	最終処分場	平成12年	2,571	9,820	49	2,160
	豊前市外二町清掃施設組合	清掃センター埋立処分地	昭和60年	10,100	46,000	2,614	2,382
計			27施設	1,232,132	16,614,081	250,209	5,374,610

※ 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図2-6 最終処分場の整備状況(2021(令和3)年9月時点)



### 第3章 ごみ処理体制の整備に係る主な課題

旧計画の主な課題に位置付けられていたダイオキシン類の排出抑制については、広域化・集約化の進展や処理施設の整備等が進んだ結果、排出量が大幅に削減されたところである。

その一方で、旧計画策定時には顕在化していなかった新たな課題に取り組む必要が生じており、引き続き、市町村等の意向を踏まえながら、県と市町村等とが連携協力した上で次のような課題に対応していくことが重要である。

#### 1. 災害廃棄物処理体制の強化

##### (1) 災害廃棄物発生状況

災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、迅速かつ適切に処理する必要がある。

また、大規模災害が発生した場合、多量の災害廃棄物が発生し、民家等から排出された災害廃棄物が路上や空き地に集積されることにより復旧作業の妨げとなるため、被災地の早期の復興を図るためにも災害廃棄物の迅速な処理は重要となる。

本県では、「平成29年7月九州北部豪雨」から5年連続で大規模な災害に見舞われ、その度に多量の災害廃棄物が発生しており、災害廃棄物に係る対応は重要な課題となっている。

「平成29年7月九州北部豪雨」、「令和2年7月豪雨」における災害廃棄物の発生量を表3-1に示す。

表3-1 災害廃棄物の発生量

災害の名称	災害廃棄物の発生量
平成29年7月九州北部豪雨	約 39,863 トン
令和2年7月豪雨	約 29,847 トン ※令和3年9月末時点の推計量

「平成29年7月九州北部豪雨」では、主に朝倉市において多量の災害廃棄物が発生した。

環境省が実施した一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)によると、朝倉市における2019(令和元)年度のごみ総排出量は17,514トンとなっており、「平成29年7月九州北部豪雨」では、朝倉市において日常的に排出されるごみの約2倍の量の災害廃棄物が発生したこととなる。

## (2) 災害廃棄物処理に関する取組

本県では、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めるため、災害廃棄物の処理の主体となる県内市町村間の相互支援体制を構築するとともに、2016(平成28)年3月に「福岡県災害廃棄物処理計画」(2021(令和3)年3月改定)を策定の上、九州各県及び山口県と相互支援協定を締結し、県境を越えた広域的な処理体制を構築するなど、災害廃棄物処理体制の整備を進めている。

自治体間における災害廃棄物処理に係る主な支援協定の締結状況を表3-2に示す。

表3-2 災害廃棄物処理に係る主な支援協定の締結状況(自治体間)

協定の名称	協定締結等年月日	協定締結団体
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	2005(平成17)年 4月26日施行	福岡県内全市町村
九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	2017(平成29)年 11月15日締結	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県・山口県

また、災害廃棄物の性状や組成は通常の一般廃棄物より産業廃棄物に近いものもあり、災害廃棄物を迅速に処理するためには、日常のごみ処理の余力で対応する市町村等の廃棄物処理施設だけではなく、民間事業者の施設の活用を検討する必要がある。

そこで、本県では、自治体間だけではなく、民間事業者団体とも災害廃棄物処理の協力に関する協定を締結し、協力支援体制を構築している。

本県と民間事業者団体との間における支援協定の締結状況を表3-3に示す。

表3-3 災害廃棄物処理に係る支援協定の締結状況(民間事業者団体間)

協定締結団体	協定の内容
公益社団法人福岡県産業資源循環協会	災害廃棄物(がれき等)の撤去、収集運搬及び処分
福岡県環境整備事業協同組合連合会	し尿や浄化槽汚泥の収集運搬及び処分
一般社団法人福岡県解体工事業協会	被災した建造物の解体及びそれに伴う災害廃棄物の撤去等
福岡県清掃事業協同組合連合会	災害廃棄物(がれき等)の撤去、収集運搬及び処分

※ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会とは、2003(平成15)年3月27日に協定締結  
その他の団体とは、2017(平成29)年2月17日に協定締結

### (3) ごみ処理施設及びごみ処理システムの強化

(2)に加え、今後、災害廃棄物処理体制をより一層強化していく上で、ごみ処理施設が被災した場合でもごみ処理を継続できるよう施設の強靱化を図る、処理区域内で発生する災害廃棄物の処理を想定したごみ処理施設を整備するなど、ハード面での対策を進めることが重要である。

そうした中、ごみ処理施設を集約した場合、整備する施設数の削減により、処理施設の強靱化に係る投資への重点化が図られることが期待される。

また、県内市町村間における相互支援体制や県境を越えた相互支援体制の整備に関しては、処理能力が高い施設を管理する自治体を中心に、災害廃棄物の広域的な処理に取り組み、被災地の早期の復旧に貢献した例がある。

このことから、地震や水害等により稼働不能とならないよう施設の耐震化や浸水対策等を実施することに加え、地域の核となる施設を中心に、一定程度の余裕を持ったごみ処理施設の能力を維持していくことは重要である。

## 2. ごみ総排出量減少の対応

### (1) 県内のごみ総排出量の推移

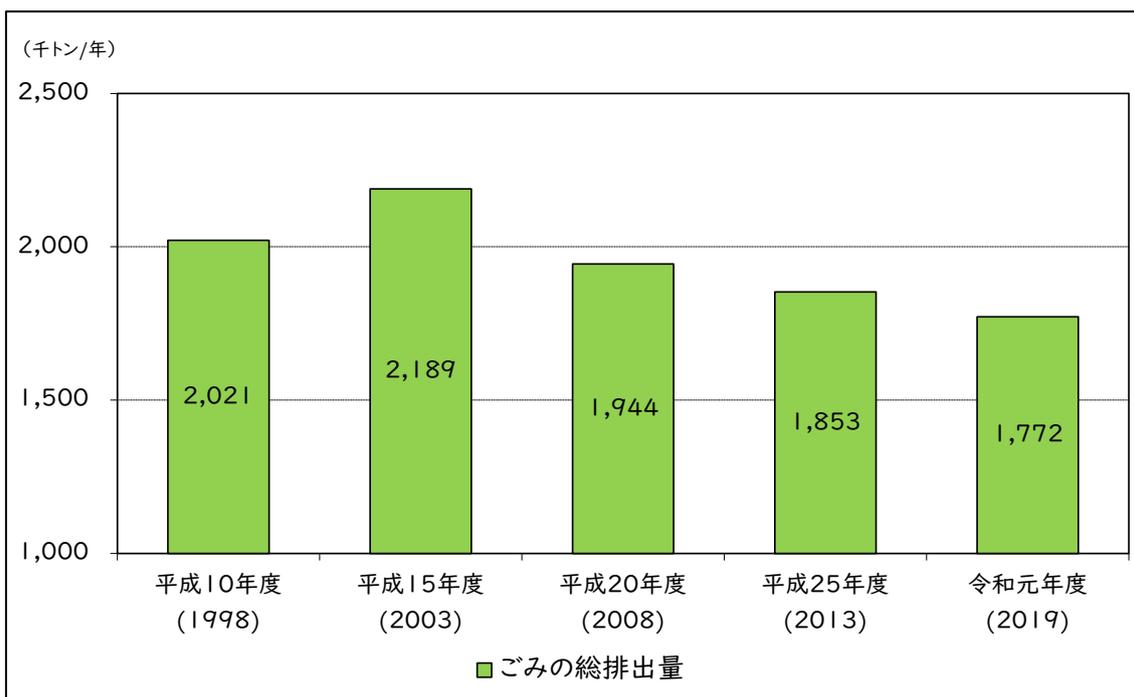
国が定める廃棄物処理基本方針では、出来る限り廃棄物の排出を抑制することを基本とし、ごみの総排出量の減量化の目標量を定めており、本県では、廃棄物処理基本方針に則り「福岡県廃棄物処理計画」を策定した上、市町村、県民、事業者等と連携し資源の消費抑制や資源の循環利用に係る施策を進め、ごみ総排出量の減少を図ってきた。

その結果、県内のごみ総排出量は、2,021千トン(1998(平成10)年度)から、県や市町村のごみ減量の取組等により減少に転じ、1,772千トン(2019(令和元)年度)となっている。

また、県の人口は、増加基調にあるものの、その伸びは鈍化しており、「第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」(2020(令和2)年3月策定)では、県の長期的な人口推移や直近の状況から、近い将来、人口はピークアウトし、減少局面に入っていくものと見込んでいる。

県内のごみの総排出量を図3-1に、人口の推移及び「第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」の将来展望を基に推計した将来人口を図3-2に示す。

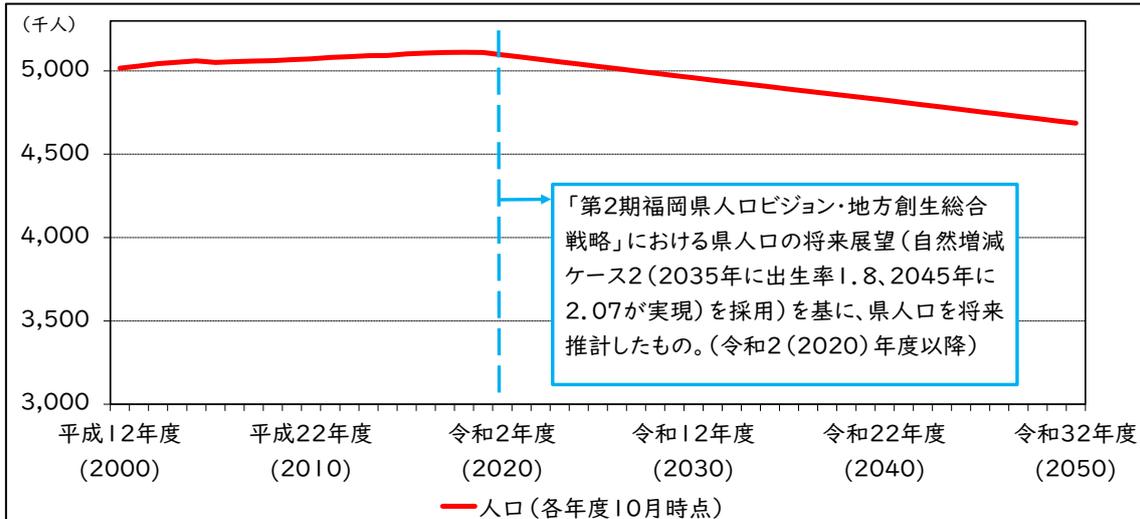
図3-1 県内のごみ総排出量の推移



※ 出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」を基に作成

※ ごみ総排出量:市町村等が収集するごみや住民又は事業者が市町村等のごみ処理施設へ搬入するごみ等の総量

図3-2 県人口の推移及び将来人口



※ 出典:福岡県「福岡県の人口と世帯」、「第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」を基に作成

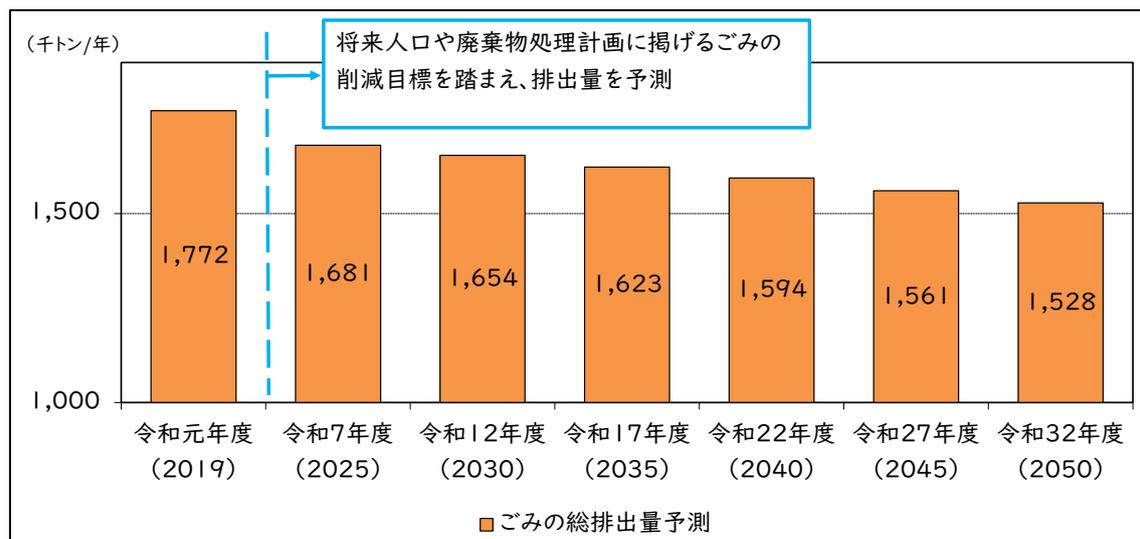
## (2) ごみ総排出量の将来予測

図3-1で示したとおり、直近10年の間において、ごみの総排出量は減少傾向にある。

さらに、「福岡県廃棄物処理計画」では、2018(平成30)年度から2025(令和7)年度にかけてごみ総排出量を5%削減することを目標に掲げ、資源の消費抑制や資源の循環利用に係る施策を展開していくこととしており、今後ごみ総排出量は減少することが予想される。

県の将来人口や「福岡県廃棄物処理計画」で掲げるごみの削減目標を踏まえ、ごみの総排出量を簡易的に予測したものを図3-3に示す。

図3-3 県内のごみの総排出量の予測



### (3)ごみ総排出量の減少により生じる課題

本県や市町村、県民、事業者等の各主体の取組によりごみの減量化が進む一方で、ごみの総排出量が減少することにより、人口規模が大きい市町村を除き、ごみの収集運搬やごみ処理施設の維持管理上の非効率化が懸念される。

更に、今後の人口減少に伴って、市町村の財政状況が一層厳しさを増すと予想される以上、住民に必要不可欠なごみ処理を持続可能なものとするためには、より安定的・効率的なごみ処理体制の構築を進める必要がある。

### 3. 老朽化するごみ処理施設の更新

ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年程度とされているところ、環境省の調査によると、全国では、2021（令和3）年3月時点で、約5割のごみ焼却施設が25年以上稼働している。

本県では、ごみ焼却施設27施設のうち、2021（令和3）年3月時点で25年以上稼働しているごみ焼却施設が11施設あり、ごみ焼却施設の約4割が長期間稼働している。

これらの施設では、定期的な修繕、基幹的設備の改良工事等により延命化が図られているところであるが、将来生じる施設の更新等には多額の費用が必要となり、施設の老朽化に伴って施設の更新の時期を迎える市町村等にとって、財源の確保は大きな負担となる。

特に、市町村単独で廃棄物処理施設を有している自治体においては、環境省の循環型社会形成推進交付金（表3-4）による補助を受けようとする場合、離島地域や過疎地域等を除き、その交付対象地域に人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上という規模の下限が設けられていることから、施設の更新に当たっては、広域化・集約化の検討が必要となる場合がある。

表3-4 循環型社会形成推進交付金制度の概要

目的	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫をいかしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図る。
交付対象地域	人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上（離島地域や山村地域、過疎地域等を除く）
主な交付対象施設	(1) マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター、資源ごみのストックヤード、灰溶融施設、容器包装リサイクル推進施設等） (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設（熱回収施設、ごみ燃料化施設等） (3) 廃棄物運搬中継施設 (4) 有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設等） (5) 最終処分場 等
交付率	交付対象事業費の1/3（ただし、一部の施設については1/2）

## 第4章 広域化・集約化の必要性・エリアの設定

### 1. 広域化・集約化の必要性等

#### (1) 期待される主なメリット

旧計画で主な目的としていたダイオキシン類削減は、旧計画を推進することで各市町村間における広域化が進んだ結果、排出量が大幅に削減された。

一方、災害廃棄物処理体制の強化やごみ総排出量減少により生じるごみ処理の非効率化、老朽化するごみ処理施設の更新といった新たな課題に対応する必要性が生じており、今般、こうした観点を踏まえ、新たな広域化・集約化を検討することが必要となっている。

広域化・集約化を図りごみ処理施設を集約することで、広域化・集約化を行う市町村等間ではごみ処理施設数が減少する一方、一基当たりの処理能力の増強などを通じた施設の大規模化・強靱化が進むことが期待される。

更に、ごみ処理施設が大規模化することでスケールメリットが働き、ごみ処理に係る施設整備費やごみ処理費、維持管理費の削減が期待される。

特に、単独で廃棄物処理施設を有している自治体について、広域化・集約化を図ることにより施設の更新や今後の維持管理に係る財政的負担の削減が可能となる場合がある。

また、地震対策や浸水対策といった施設の強靱化が進むことにより、ごみ処理施設が被災した場合でも安定的な処理を継続することが可能となる。

#### (2) その他期待されるメリット

上述した主なメリットのほか、気候変動対策の推進や廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、地域への新たな価値の創出などのメリットを得ることが期待される。

以下、環境省作成の「広域化・集約化に係る手引き」（令和2年6月）から、これらメリットの具体を示す。

#### ① 気候変動対策の推進

広域化・集約化によりごみ処理施設が大規模化することで、スケールメリットによる処理施設の省エネルギー化が図られる。

また、ごみ焼却施設の処理能力が増強されることで、エネルギーを熱として回収するだけでなく、廃棄物発電を導入し、電気として回収することも可能となる。ごみ焼却施設の処理能力が大きくなるほど、タービン発電機の効率の向上、放熱量の減少及び排水循環利用時のガス温度低下の抑制等により、廃棄物発電のごみ処理量あたり発電量は増加する。

廃棄物エネルギーを効率的に回収し活用することにより、化石燃料の使用量を削減し、温室効果ガス排出量の削減に資することができる。

## ②廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

生ごみ、木質系廃棄物、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスは、需要に応じた適切な範囲で広域的に収集することで、一定量を安定的に確保することができ、収益性が向上することにより、マテリアル利用・エネルギー利用が可能となる。

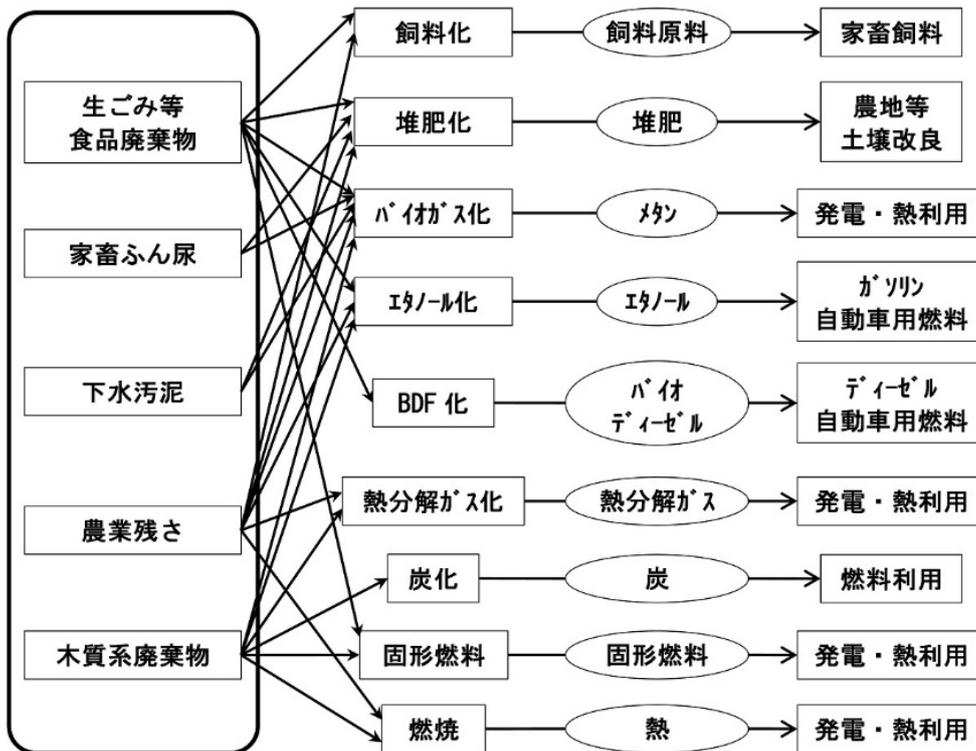
廃棄物系バイオマスの種類と利用用途を図4-1に示す。

このうち、生ごみ等食品廃棄物、農業残さ及び木質系廃棄物には、一般廃棄物に該当するものも含まれる。

廃棄物系バイオマスの分布状況には、種類毎に地域的偏りがあるが、これらを広域的に連結することにより、各地域が“地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成”し、“地域の特性に応じて補完し、支え合う”という地域循環共生圏の形成に資することができる。

図4-1 廃棄物系バイオマスの種類と利用用途

(環境省「広域化・集約化に係る手引き」(令和2年6月)から引用)



## ③地域への新たな価値の創出

ごみ処理施設を集約化・大規模化することで施設への投資を重点化でき、廃棄物処理施設の特長を生かした、地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用を中心施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供等、地域循環共生圏の核として機能しうる各種機能をより高度化することができる。

地域への新たな価値の創出の具体例を表4-1に示す。

表4-1 地域への新たな価値の創出の具体例

(環境省「広域化・集約化に係る手引き」(令和2年6月)から引用)

項目	具体例
地域のエネルギーセンターとしての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物発電により回収した電力及び蒸気を施設内で利用するほか、隣接する公共施設に供給</li> <li>○ 廃棄物発電により回収した電力を市町村も出資する地域新電力に供給し、太陽光等も含めたエネルギーの地産地消と地域での経済循環を図る。</li> <li>○ 廃棄物発電により回収した電力を次世代型路面電車(LRT)に供給</li> </ul>
廃棄物エネルギーを利用した産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物発電のタービン排熱を隣接する都市ガス工場における液化天然ガスを気化させるための熱源として供給</li> <li>○ 焼却排ガスから分離・回収したCO<sub>2</sub>及び排熱を隣接する農業施設に供給することで、CO<sub>2</sub>を利用した産業の創出を図る。</li> <li>○ 廃棄物発電により回収した電力を施設内で利用するほか、隣接する公共施設や温浴施設に供給するとともに、電力会社に売電。また、隣接する農業施設への熱供給を実施</li> </ul>
災害時の防災拠点としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃工場を指定避難所に位置づけ、地域防災計画にも明記。災害時に避難可能なスペース及び防災備蓄品(生活用品、衛生用品、水、食料品)を備えるとともに、非常用電源による施設への電力供給とプラントの立ち上げを可能とした。</li> </ul>
循環資源の有効活用の中心施設としての強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徹底した分別を行うことで、焼却処理に頼らない低コストのごみ処理方式を構築し、SDGs型リサイクル地域経営を実施</li> <li>○ 生ごみ等から回収したバイオガスを隣接する都市ガス事業者にガス原料として供給</li> </ul>
環境教育・環境学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃工場に隣接した環境学習施設を整備</li> </ul>

### (3) 広域化・集約化により生じるデメリット

今まで広域化・集約化により期待されるメリットを示してきたが、一方で、集約化を図った結果としてごみ処理施設の立地が変更されることにより収集運搬距離が増加し、収集運搬費用が増加する市町村が出てくる可能性がある。

特に離島地域や過疎地域は収集運搬の効率性の点からデメリットが大きいと考えられ、これら地域においては、広域化・集約化によるメリット・デメリットを慎重に検討することとなる。

また、広域化・集約化により、一つの処理施設当たりの搬入車両は増加することで、処理施設周辺における住環境に影響を及ぼす可能性があることも考慮に入れておく必要がある。

## 2. 広域化・集約化を検討するエリアの設定

### (1) エリア設定の考え方

本計画では、国及び市町村等の意向を基に新たな課題に対応した広域化・集約化を進める。

国は、平成31年3月29日付けで発出した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、既存のブロックを見直すこと及びブロックの見直しに際しては、災害廃棄物処理体制の整備の状況やこれまでの広域化の進捗状況のほか、市町村合併の状況等を考慮することとしている。

さらに、同通知では、人口の多い都市が地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいと述べている。

本県では、これらの事項に加え、収集運搬の効率性の確保、ごみ処理体制の構築に係る市町村の動きなどを考慮した上で、地域の実状に応じた広域化・集約化の検討を進めるエリアを設定する。

※ 当該エリアは、広域化・集約化の検討を行う地域のことをいう。そのエリア内の全ての市町村等でごみ処理体制を一元化（一つのごみ処理区域を形成）するものではない。

表4-2 広域化・集約化を検討する新たなエリアの設定に関する考慮事項

考慮する事項	説明
災害廃棄物処理体制の確保（災害対策の強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処理施設の強靱化を目的とし、更なる広域化・集約化が進むよう、現状より広域的な処理区域の形成の検討に適した区割りを設定する。</li> <li>○ 災害廃棄物の迅速かつ適切な処理のため、地域の核となる施設を中心とした災害廃棄物処理体制の強化を図る。</li> <li>○ 災害発生時は短期間で多量の災害廃棄物が発生するため、被災市町村単独による処理が困難な場合に備え、広域的な災害廃棄物処理体制を整備しておく。</li> </ul>
これまでの広域化の進捗状況や市町村合併の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県では17のごみ処理ブロックが形成されているところであり、これらのブロックを最小単位として、新たなエリアを設定する。</li> </ul>
収集運搬の効率性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村によっては、広域化・集約化により、収集運搬距離が増加しデメリットが生じる可能性があるため、隣接するブロックとの広域化・集約化を検討することを基本とする。</li> </ul>
ごみ処理体制の構築に係る市町村の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村等間における協議を円滑に進めていくため、既存の協議体等を考慮しエリアを設定する。</li> </ul>

	<p>※例として、北九州市は、「北九州都市圏域」（構成市町：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町）を形成しており、当該都市圏域の一部の市町のごみを受け入れている。</p>
--	--

## (2) エリアの設定

以上を踏まえ、新たな広域化・集約化を図るため、地域の核となる処理施設を有し災害廃棄物処理の拠点となり得る処理能力が高い施設を管理する自治体を中心とした新たなエリアを設定する。

処理能力が高い施設を管理する自治体は、これまでも他自治体で発生した災害廃棄物の処理支援を行っており、被災地の早期の復旧に大きく貢献している。

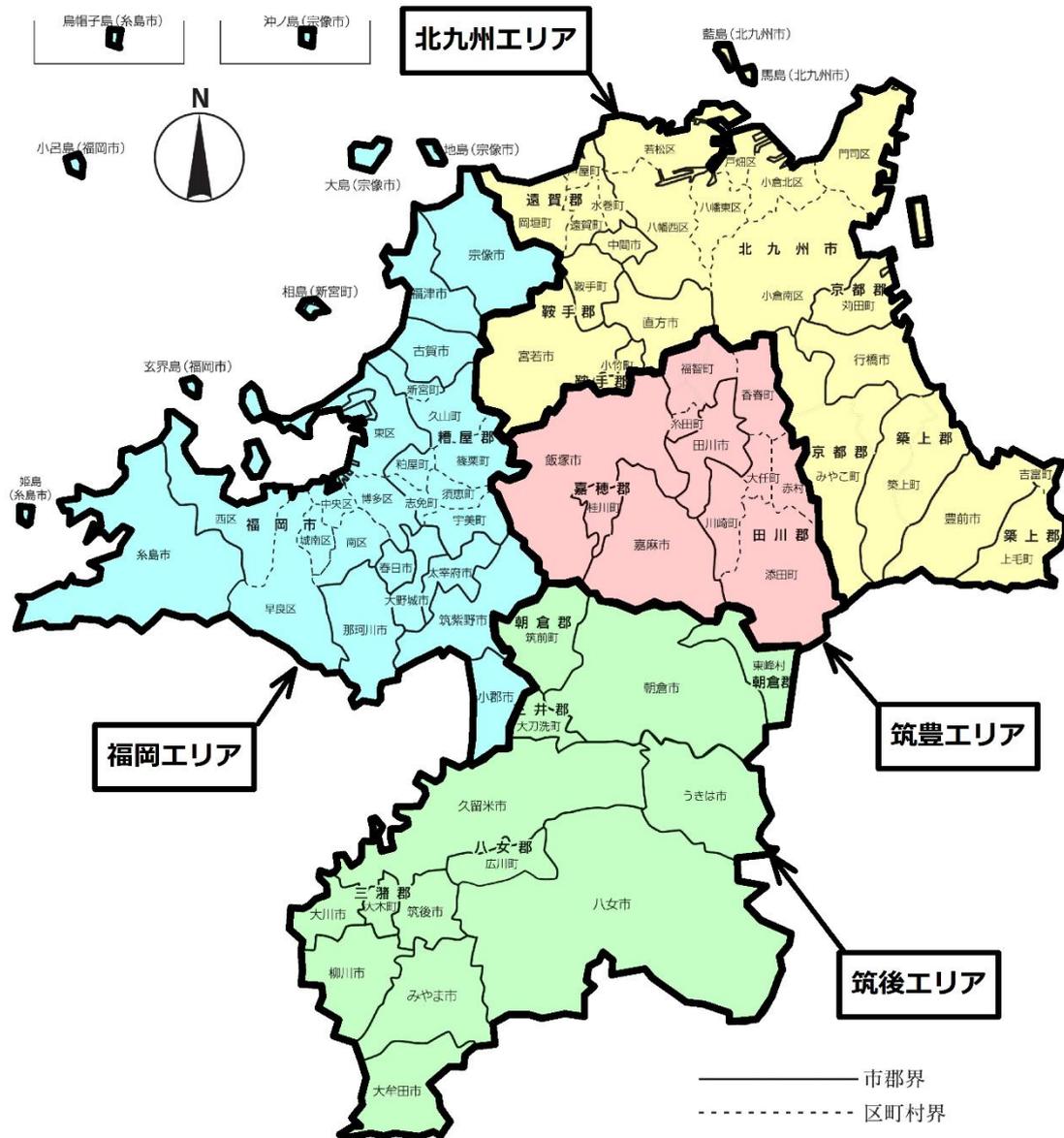
※ 例えば、「令和2年7月豪雨」では、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市（飯塚市は、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設にてごみを処理）が、大牟田市で発生した災害廃棄物を受け入れ、処理している。

本計画において新たに設定するエリアを表4-3、図4-2に示す。

表4-3 本計画において新たに設定するエリア

	エリア名	市町村
1	北九州エリア	北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
2	福岡エリア	福岡市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
3	筑後エリア	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
4	筑豊エリア	飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

図4-2 本計画において新たに設定するエリア



- 本県では、17のごみ処理ブロックが形成されている。
- 当該4エリアは、広域化・集約化を検討する地域を決定するために協議を行うエリアとして設定するもの。
- 本計画に基づき、各エリア内の市町村等で広域化・集約化に関する検討を行うこととなるが、本計画は、必ずしも、市町村等に対し広域化・集約化することを義務付けるものではない。
- 検討の結果として広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断される場合は、現状のごみ処理体制を維持することも可能である。

### 3. 広域化・集約化に向けた基本的な考え方

広域化・集約化に当たって、県は、一般廃棄物や災害廃棄物の処理、及びこれらの処理に係る施設の整備の主体となる市町村等の意向を尊重するとともに、市町村等は、当事者間での十分な協議を通じて、広域化・集約化に向けた検討を進めていくことを基本とする。

また、ごみ処理に係る事業は住民の日常生活に密着した行政サービスであり、事業の方針を変更することにより、ごみ処理手数料の増額や分別するごみ種の増加、処理施設周辺の住環境への影響など、住民の負担が増加するおそれもあるため、広域化・集約化により生じるメリット・デメリットを十分に考慮しながら、広域化・集約化の検討を進めていく必要がある。

そのため、本計画は、必ずしも、市町村等に対し広域化・集約化することを義務付けるものではなく、検討の結果として広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断される場合は、現状のごみ処理体制を維持することも可能である。

## 第5章 計画の推進、見直し等

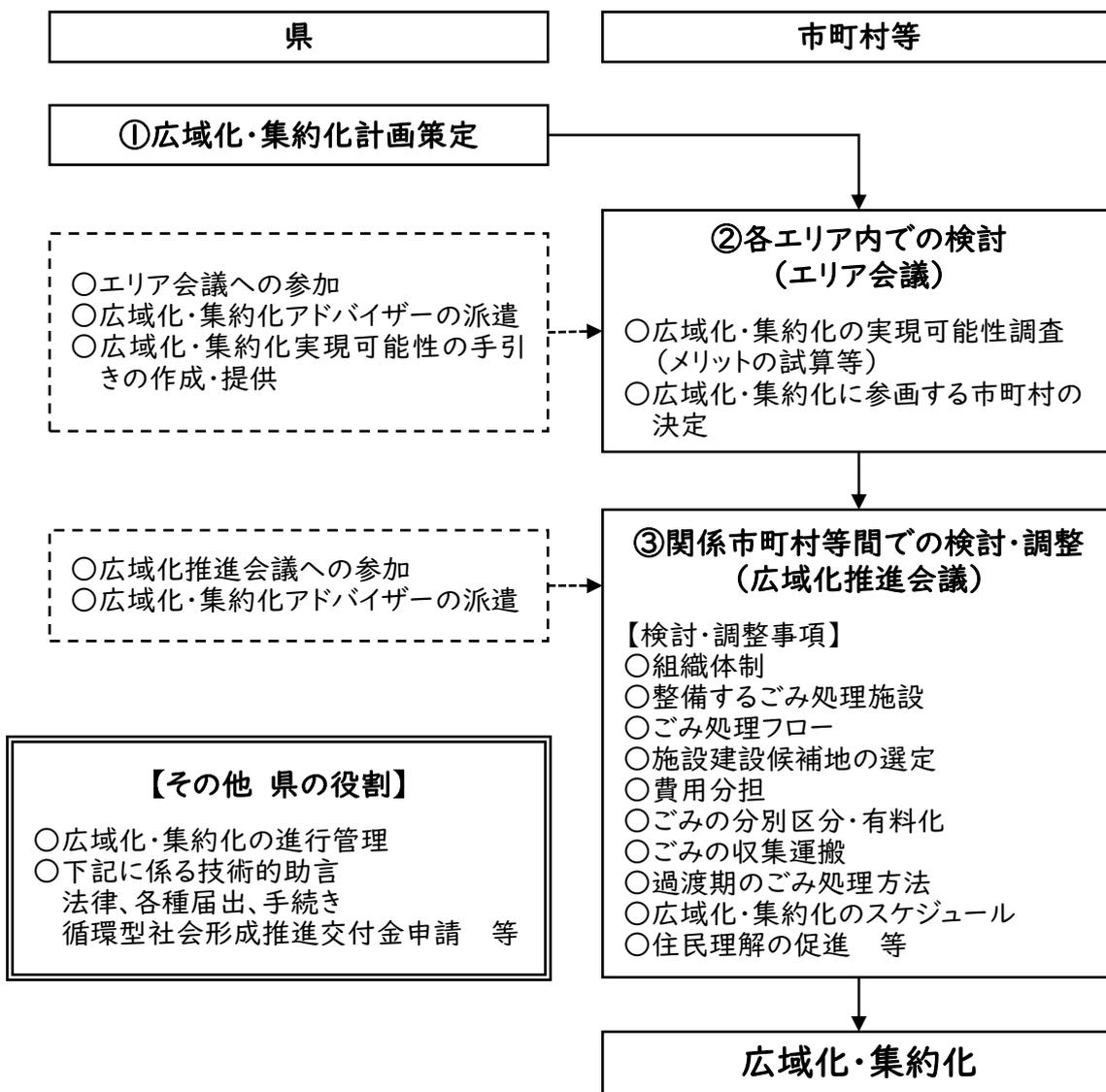
### 1. 広域化・集約化に向けた取組の流れ及びその主体

広域化・集約化に向けた取組の流れ及び取組の主体を図5-1に示す。

本計画に基づき、エリア内の市町村等で検討（エリア会議の開催）を実施した後、広域化・集約化を図る関係市町村等間での検討・調整（広域化推進会議の開催）を進める。

県は、各エリア会議や広域化推進会議へ参加し、市町村等が進める各種検討に対する助言や調整を行うほか、廃棄物処理に関する専門的知識を有する広域化・集約化アドバイザーの各会議への派遣※1、広域化・集約化実現可能性の手引きの作成・提供※2等により、市町村等への支援を行う。

図5-1 広域化・集約化に向けた取組の流れ及び取組の主体



#### ※1 広域化・集約化アドバイザーの派遣

廃棄物処理や広域化・集約化に関する専門的知識を有するコンサルタント等を「広域化・集約化アドバイザー」として登録し、市町村等の要望に応じて、各エリア会議や広域化推進会議、市町村等内部の検討会議へ派遣する。(2023(令和5)年度まで実施予定)

#### ※2 広域化・集約化実現可能性の手引き

広域化・集約化の実現可能性や有効性を具体的に検討するための基本的事項を示す県作成の手引き。

手引きの提供に併せ、広域化・集約化した場合の施設建設費や維持管理費、売電収入等の概算額を簡易的に算出する支援ツールも提供する。

## 2. 計画推進に向けた関係者の役割

ごみ処理に係る事業は住民の日常生活に密着した行政サービスであることから、各エリア内での検討、関係市町村等間での検討・調整は、それぞれの市町村等が主体となり実施していく必要がある。

県は、市町村等の検討の支援や各市町村等の意見調整を行うなど、広域化・集約化の検討に積極的に関与するとともに、各エリアにおける広域化・集約化の進行管理や各種手続きに関する技術的助言等を行う。

本計画の推進に当たっては、県及び市町村等が十分な協議を行い、本県全体や各エリアにおける課題を認識した上で検討を進めていくことが重要である。

### 3. 広域化・集約化の方法

本県では、ごみ処理事業に係る事務の一部を共同して処理するための一部事務組合を設置する方式や大規模な処理施設を有する大都市へ処理を委託する方式により、広域化・集約化が進んでいる。

一部事務組合の設置について、例として、第2章 2. 一部事務組合の設置状況で述べたとおり、有明生活環境施設組合（構成団体：柳川市、みやま市）やふくおか県央環境広域施設組合（構成団体：飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町（小竹町はごみ処理施設、最終処分場に係る事務を除く。）、田川地区広域環境衛生施設組合（構成団体：田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、赤村）の設置などが挙げられる。

大都市への処理の委託については、北九州市が8自治体から、福岡市が2自治体から、大川市が1自治体からのごみ処理の委託を受けている。

例として、直方市は、旧直方市清掃工場（ごみ焼却施設）を1999（平成11）年3月に閉鎖し、可燃ごみの焼却・最終処分を北九州市へ委託しており、そのための中継施設として、直方市可燃物中継所を2001（平成13）年3月に設置している。

このほか、那珂川市では不燃性残渣の最終処分を、久山町では可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの中間処理・最終処分を、それぞれ福岡市へ委託するなど、大都市への処理委託による広域化が実施されている。

本県内において他自治体へごみの処理を委託している自治体の状況を表5-1に示す。

表5-1 他自治体へごみの処理を委託している自治体

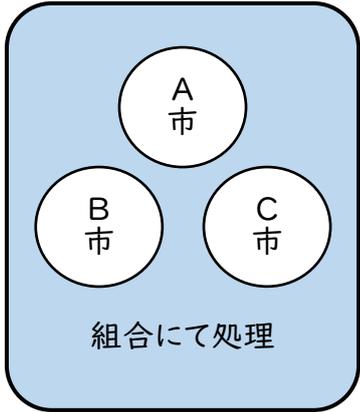
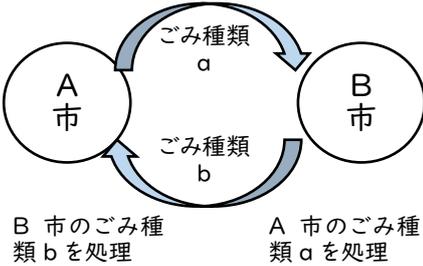
委託元自治体	委託先自治体
直方市、行橋市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、みやこ町	北九州市
那珂川市、久山町	福岡市
大木町	大川市

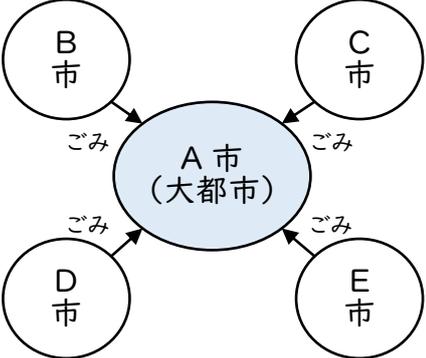
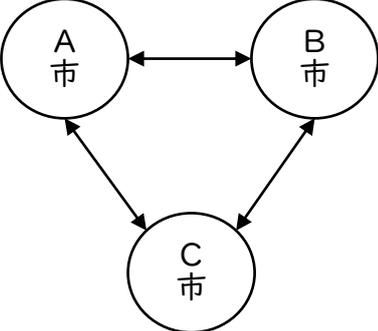
また、広域化・集約化の方法として、国は、①組合等の設立、②ごみ種別処理分担、③大都市受入、④相互支援、⑤他のインフラとの連携、⑥民間活用の6類型を示している。

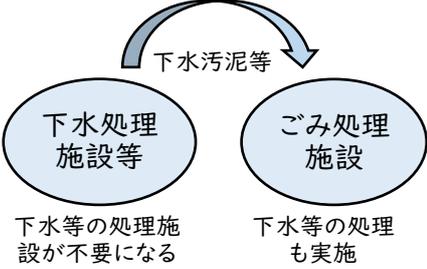
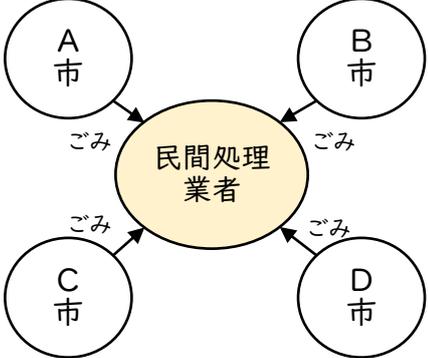
これら6類型の概要及び想定されるメリット・デメリットを表5-2に示す。

表5-2 広域化・集約化の概要及び想定されるメリット・デメリット

(環境省「広域化・集約化に係る手引き」(令和2年6月)から引用)

方式	概要	想定されるメリット・デメリット (メリットを●、デメリットを▲で表示)
① 組合等の設立	<p>○ 関係市町村が構成員となる一部事務組合又は広域連合等(組合等)を設立し、関係市町村のごみ処理を実施</p> <p>○ 都道府県境を超えた組合等の設立事例も存在</p> <p>○ 組合等を設けることなく、地方自治法の「連携協約」と「事務の委託」の組み合わせにより広域処理を実施する取組も存在</p> 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> </ul> <p>【一部事務組合の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係市町村がそれぞれの市町村の議会対応を行うため、広域化・集約化に対する議会の承解を得やすい。</li> <li>● 一部事務組合に加入すると、最短でも2年間は脱退できないため、途中で広域処理から抜ける市町村が出ることを防止できる。</li> <li>▲ 既存の一部事務組合に新たに市町村が加入してごみの広域処理を行う場合、組合の規約や条例等及び関係市町村の条例等を改正する必要がある。また、加入により組合と市町村の両者にメリットがあることを事前に確認しておくことが望ましい。</li> </ul> <p>【広域連合の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての関係市町村が対等の立場で事業を進めることができる。一部事務組合と比較して、関係市町村が意見具申を行うことも容易である。</li> <li>▲ 事業を進める際の手続きが多くなる。</li> </ul>
② ごみ種別処理分担	<p>○ 複数の市町村においてごみの種類毎に分担を決め、分担されたごみ種類について、他市町村のごみを受け入れて処理</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> <li>● 1つの市町村で全ての種類のごみ処理施設を整備・運営する必要がないため、負担を軽減できる。</li> <li>▲ ごみ焼却施設や最終処分場等の特定の施設が立地する市町村の住民が不公平感を感じる恐れがある。</li> </ul>

方式	概要	想定されるメリット・デメリット (メリットを●、デメリットを▲で表示)
③ 大都市受入	<p>○ 大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理</p> <p>○ 地方自治法の規定に基づく事務委託及び行政協定等により受け入れを実施</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係市町村全体ではごみ処理施設の施設数が削減される。</li> <li>● 新しく組織を作る必要がないため、そのための手間を省略できる。</li> <li>● ごみを受け入れる市町村としては、ごみ排出量の減少に伴って生じたごみ処理施設の余力を活用できる。これにより、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。</li> <li>● 財政基盤が乏しい中小市町村がごみ処理施設を整備・運営する必要がなくなる。</li> <li>▲ 委託単価の設定等によっては、周辺市町村のごみを受け入れる市町村の負担が大きくなる可能性がある。</li> <li>▲ ごみ処理を委託する市町村はごみ処理施設を整備・運営には関わらないため、人材育成やノウハウの蓄積が行われず、ごみ処理体制の長期性・安定性に疑問が残る。</li> </ul>
④ 相互支援	<p>○ 定期整備及び基幹改良事業等の施設停止の際に他の市町村のごみを相互に受け入れ</p>  <p>B、C市の施設停止時にB、C市のごみを処理</p> <p>A、C市の施設停止時にA、C市のごみを処理</p> <p>A、B市の施設停止時にA、B市のごみを処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設停止時のごみ処理を他の市町村が受け持つことにより、施設の余裕率を低く設定でき、ごみ処理施設の規模縮小が可能となる。</li> <li>● 全炉同時の稼働又は定期整備が可能となり、廃棄物発電の効率が向上するとともに、整備費を削減できる。</li> <li>● それぞれの市町村が独立したごみ処理システムを保有することになるため、市町村間の足並みを揃える必要がない。</li> <li>● 突発的な施設停止時の対応が容易となる。</li> <li>▲ ごみ処理施設の施設数は削減されない。</li> <li>▲ 施設間で定期整備及び基幹改良事業等の時期が重複しないように調整する必要がある。</li> </ul>

方式	概要	想定されるメリット・デメリット (メリットを●、デメリットを▲で表示)
⑤ 他のインフラとの連携	<p>○ 下水処理施設等のインフラ由来の廃棄物をごみ処理施設にて一括処理（逆に、下水処理施設で生ごみ等を受け入れて処理することも可能）</p> <p>○ 廃棄物処理法第11条第2項により一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理することが可能</p> <p>○ し尿汚泥や下水汚泥をバイオガス化施設で処理している事例、し尿汚泥や下水汚泥をごみ焼却施設で可燃ごみと混焼している事例等が存在</p> 	<p>● 廃棄物系バイオマスを集約することで、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保される。</p> <p>● し尿汚泥や下水汚泥を合わせて処理する場合、汚泥のみを対象とした処理設備の整備が不要となるとともに、民間の産業廃棄物処理業者に委託する場合と比べて、処理費を縮減できる可能性がある。</p> <p>▲ 連携を行う施設が隣接していない場合、廃棄物の運搬方法を検討する必要がある（例えば、汚泥の運搬時には臭気対策が必要）。</p> <p>▲ 一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理する場合、その理由付けや都道府県への確認に時間を要する可能性がある。</p> <p>▲ 既存のごみ処理施設ではインフラ由来の廃棄物を処理できないこともあるため、施設の整備状況を踏まえた導入の検討が必要である。</p>
⑥ 民間活用	<p>○ 市町村が民間の廃棄物処理業者に中間処理を含むごみ処理を委託</p> <p>○ 現状では、委託の対象となるごみは資源ごみや処理困難物等が主であり、可燃ごみについては、一時的な受入という位置づけのことが多い。</p> 	<p>● 市町村のごみ処理施設の施設数が削減される。複数市町村がごみ処理を委託する場合、ごみ処理施設が集約化されたことになる。</p> <p>● 市町村で小規模のごみ焼却施設を整備・運営する場合よりも、ごみ処理事業経費を削減できる可能性がある。</p> <p>▲ 委託する市町村が一般廃棄物の統括的な処理責任を果たすために、処理状況を適切にモニタリングすることが必要である。</p> <p>▲ 民間の廃棄物処理業者が廃業した場合、ごみ処理事業停止のリスクがあるため、バックアップ体制の構築が必要である。</p>

#### 4. 計画の見直し

本計画は、国の動向や県又は市町村等の関連計画の改定等に応じて内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行うものである。

## 資料

1. 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)

環循適発第 1903293 号

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
(公印省略)

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割減少している。施設の規模別では、平成10年度には100t/日以上 of 施設が550施設と全体の約3割であったところ、平成28年度には100t/日以上 of 施設が591施設と全体の約5割に増加しており、施設の平均規模も平成10年度の109t/日から平成28年度には161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から平成28年には24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

## 記

### 1. 広域化・集約化の必要性

#### (1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

#### (2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

#### (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

#### (4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

#### (5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

## ２．広域化・集約化計画の策定

### （１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

### （２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

### （３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30 年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

### （４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

#### (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t/日以上の上全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t/日以上300t/日未満の施設を設置している地域については、300t/日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

##### ① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

##### ② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

##### ③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

##### ④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

##### ⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

##### ⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

### 3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

#### (1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

#### (2) 広域化ブロック区割り

2.(4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km <sup>2</sup> )	将来推計 (人口・ごみ量等)

#### (3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 /再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

#### 4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

## 2. 一般廃棄物処理施設(民間設置分)稼働状況(2021(令和3)年3月末時点)

No.	事業者名	設置場所	当初許可年月	施設種類	処理能力
1	(有)豊国興産	朝倉市馬田字下原3760、3761番地	平成6年4月	選別	29トン/日
2	(有)山東商事	飯塚市上三緒字白門1010番1	平成7年9月	選別	8トン/日
3	(株)深町泰三商店	柳川市三橋町柳河小塚849、850、851	平成10年3月	破碎	80トン/日
4	(株)ブリヂストン	朝倉市小田字丸山2011番地	平成10年4月	焼却	19.8トン/日
5	大和(株)	古賀市薬王寺1719-1	平成10年6月	破碎・選別	105トン/日
6	(株)近藤商事	大川市大字鬼古賀590、599-1、599-2、603-1	平成10年8月	破碎・選別	10.5トン/日
7	麻生セメント(株)	京都府河内町長浜町10番地	平成11年5月	焼成	6.4トン/時
8	大和(株)	古賀市薬王寺1719-1、1719-7、1722-1、1722-14、1723	平成11年8月	選別・圧縮	38トン/日
9	(株)日豊清掃センター	行橋市大字道場寺字宗元140、141-1	平成12年3月	選別・圧縮	25トン/日
10	(有)池内リサイクリング	朝倉市山田字上鶴2677番地外8筆	平成12年8月	選別・圧縮	7.4トン/日
11	三菱マテリアル(株)九州工場	京都府河内町松原町12番地	平成13年3月	焼成	32,000トン/日
12	(株)クリエート遠賀	遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1725番1	平成14年5月	破碎	200トン/日
13	記録情報マネジメント(株)	糟屋郡粕屋町大字仲原字土井ノ内2483番地外2筆	平成14年5月	破碎・圧縮	破碎・圧縮40.4トン/日 圧縮 96トン/日
14	(有)池内リサイクリング	朝倉市山田字上鶴2677-8外8筆	平成14年6月	圧縮・梱包	105.4トン/日
15	(株)林田産業	福津市舍利蔵字大門田265番6外10筆	平成14年6月	破碎	112トン/日
16	(株)丸清	遠賀郡遠賀町大字尾崎393-1	平成14年8月	圧縮・梱包	95トン/日
17	(株)寺松	筑紫野市岡田3丁目8番1外1筆	平成14年9月	圧縮・梱包	160トン/日
18	(株)晩プラント	朝倉市把木林田字浜崎887番5外4筆	平成15年1月	し尿	50m <sup>3</sup> /日
19	(有)池内リサイクリング	朝倉市把木志波字中島5970番2外3筆	平成15年3月	切断	8.17トン/日
20	宇部興産(株)	京都府河内町長浜町7番	平成16年6月	焼成	2,385トン/日
21	(株)麻生	飯塚市鞍田字上取103番1(保管場所)	平成16年6月	選別	907.2トン/日
22	(株)坪井商店	朝倉郡筑前町下高場字浦ノ野2048番1	平成17年1月	圧縮・梱包	127.2トン/日
23	野坂建設(株)	遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1712番45	平成17年8月	破碎	353.6トン/日
24	日本耐酸塩工業(株)	田川市大字川宮字堤ノ口1440番1外18筆	平成18年6月	破碎・選別	105トン/日
25	(有)ゆめ環境	宮若市沼口字西ノ浦1241番1外9筆	平成20年3月	破碎	254.4トン/日
26	(株)宮崎	太宰府市大字内山字野田446番1外5筆	平成20年8月	選別・圧縮・梱包	179.2トン/日
27	(株)永和	遠賀郡岡垣町大字野間字尾高原2番13外7筆	平成21年5月	破碎	14.4トン/日
28	(株)ケイ・アイ・エイチ	宮若市鶴田字上割1579番3外1筆	平成21年11月	破碎	33.52トン/日
29	(株)リソースプラザ	直方市大字植木1140番地2	平成22年1月	圧縮・梱包	116.8トン/日
30	(有)創光リサイクル	筑紫野市岡田3丁目10番12	平成22年8月	圧縮・梱包	108.8トン/日
31	(有)清美寮安徳	筑後市大字前津字南長峯2109番4外1筆	平成22年12月	破碎	66トン/日
32	(株)リベシス	小郡市上岩田字西野口1140番4外3筆	平成24年1月	破碎・圧縮	125.8トン/日
33	(株)宮崎	中間市大字上底井野字中曾根1068番5外2筆	平成25年9月	選別・圧縮・梱包	164.8トン/日
34	(有)日本ダストサービス	飯塚市上三緒字神田1番47、49及び52	平成26年12月	選別・圧縮・梱包	選別86.4トン/日 圧縮・梱包153.6トン/日
35	西九開発(株)	嘉麻市牛隈柳ヶ谷945番1	平成27年1月	破碎	393.3トン/日
36	麻生セメント(株)	田川市大字弓削田2868番外132筆	平成28年12月	焼成	1,350トン/日
37	オオツ(株)	筑後市大字久富字大城1150番11外12筆	平成29年2月	圧縮・梱包	120トン/日
38	(株)グリーンアローズ九州	糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目1番3外4筆	平成29年3月	破碎・圧縮・梱包	破碎210トン/日 圧縮・梱包81.6トン/日
39	(株)エー・アール・シー	鞍手郡小竹町大字御徳字権現堂135番42外10筆	平成30年11月	破碎	21.92トン/日
40	(株)協和工業	朝倉市把木星丸字京座533番外24筆	平成30年12月	破碎	107.44トン/日
41	三西開発(株)	大牟田市大浦町15番地19	昭和61年7月	最終処分場	84,800m <sup>3</sup>
42	三池製錬(株)	大牟田市新開町2番1	平成21年8月	その他処理施設 (製錬設備)	470トン/日
43	トータルケア・システム(株)	大牟田市健老町466番1	平成23年3月	水溶化分離	20トン/日
44	トータルケア・システム(株)	大牟田市健老町466番1	平成23年3月	圧縮・梱包	9トン/日
45	三池製錬(株)	大牟田市新開町2番1	平成24年9月	洗浄・脱水	100トン/日

No.	事業者名	設置場所	当初許可年月	施設種類	処理能力
46	木村開発(株)	北九州市若松区南二島五丁目3番2号	平成5年5月	破碎	120トン/日
47	ホクザイ運輸(株)	北九州市小倉北区西港町72-32、33、34、35、42	平成9年3月	破碎	700トン/日
48	西日本ペットボトルリサイクル(株)	北九州市若松区響町一丁目62番	平成9年9月	破碎・選別	98.3トン/日
49	西日本家電リサイクル(株)	北九州市若松区響町一丁目62番地	平成11年5月	破碎	292.8トン/日
50	(株)坪井商店	北九州市小倉北区高浜二丁目121番6	平成12年4月	圧縮	100トン/日
51	(株)ジェイライツ	北九州市若松区響町一丁目62番地の17	平成13年1月	破碎	23.9トン/日
52	北九資源(株)	北九州市小倉北区青葉一丁目2番7号	平成13年3月	圧縮	60トン/日
53	九州メタル産業(株)	北九州市小倉北区西港町62番4	平成13年4月	破碎	296.1トン/日
54	日本製鉄(株)	北九州市八幡東区東田大字前田2145-2	平成13年10月	破碎・選別・減容粒状化	216トン/日
55	(株)リサイクルテック	北九州市若松区響町一丁目62番13、14	平成15年7月	破碎	38.41トン/日
56	(株)西日本ペーパーリサイクル	北九州市若松区響町一丁目62-19の一部	平成15年10月	破碎・選別	90.1トン/日
57	九州製紙(株)	北九州市八幡東区前田2142-1他111筆	平成17年9月	溶解	135トン/日
58	三菱マテリアル(株)	北九州市八幡西区洞南町1番1号	平成23年6月	焼却灰処理	120トン/日
59	(株)丸清	北九州市若松区南二島四丁目2-18	平成24年3月	圧縮	102トン/日
60	日本磁力選鉱(株)	北九州市若松区響町79番4、5、6、7、8、9	平成25年3月	破碎・選別・熱分解	47トン/日
61	(株)野原商会	北九州市門司区新門司三丁目25番	平成26年6月	破碎・圧縮	44.2トン/日
62	(株)野原商会	北九州市門司区新門司三丁目52番	平成26年6月	破碎・圧縮	114.7トン/日
63	梅崎産業(株)	北九州市門司区新門司三丁目67番16号	平成26年6月	破碎	18トン/日
64	山光金属(株)	北九州市若松区響町一丁目13番4	平成26年12月	選別・破碎・圧縮	69.9トン/日
65	(株)金田商店	北九州市門司区新門司三丁目67番61号	平成27年10月	破碎	179.9トン/日
66	(有)KARS	北九州市若松区響町1丁目62番地19	平成29年1月	選別・圧縮	96トン/日
67	北九州アッシュリサイクルシステムズ(株)	北九州市戸畑区牧山海岸2番1及び牧山五丁目1921番1	平成29年5月	洗浄・乾燥	116トン/日
68	アサヒブリテック(株)	北九州市若松区響町一丁目111番2	令和元年9月	焼却	45トン/日
69	中間貯蔵・環境安全事業(株)	北九州市若松区響町一丁目62番24	令和2年11月	分解・分離	15.4トン/日
70	(株)環境開発	福岡市西区大字太郎九字中割801番1外3筆	平成11年1月	選別	114トン/日
71	(株)環境エイジェンシー	福岡市西区大字太郎九字上割795番1、795番2	平成25年12月	攪拌・乾燥	28トン/日
72	中山リサイクル産業(株)	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番1	平成28年5月	破碎	40.41トン/日
73	木村開発(株)	福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25	平成28年6月	破碎	39トン/日
74	福岡市一般廃棄物リサイクルセンター(株)	福岡市博多区西月隈四丁目883番外2筆	平成29年9月	圧縮・梱包	124.8トン/日
75	木下緑化建設(株)	久留米市田主丸町志塚島字徳間林1番3	平成25年2月	破碎(移動式兼用)	213トン/日
76	木下緑化建設(株)	久留米市田主丸町志塚島字徳間林1番3	平成26年4月	破碎(移動式兼用)	25.9トン/日

※ 稼働施設のみ記載